

アジア地域における環境影響評価に関する国際会議の参加者は、以下の議長サマリーを歓迎する。参加者は、環境と経済の両立が持続可能な社会にとって重要であることに合意するとともに、その実現のためには、環境影響評価がますます重要な役割を果たすようになってきていることが共通認識とされた。多くのアジア諸国は環境影響評価制度を導入しているが、アジア地域が急速な経済発展とそれに伴うインフラ開発や産業開発の進展に直面するなか、未だ環境影響評価制度及びその運用を改善する余地がある。参加者は、アジア全体で持続可能な開発を実現していくため、国レベルで環境影響評価制度の強化を促進すべきとされた。参加者は、環境影響評価の適切な実施を促進する一つの方法として各国が相互に学びあうことが有意義であり、この会議で構築されたネットワークの強化を通じて、参加者のコミュニケーション及び協力を継続していくことに期待を示した。

議長サマリー（仮訳）

アジア地域における環境影響評価に関する国際会議

2016年5月10日、愛知県名古屋市

1. アジア 15 カ国（カンボジア、中国、インドネシア、日本、韓国、ラオス、マレーシア、モルディブ、モンゴル、ミャンマー、ネパール、フィリピン、スリランカ、タイ及びベトナム）の政府担当者は、アジアにおける環境影響評価制度及びその運用を強化・改善するために、2016年5月10日、愛知県名古屋市において、本会議に参加した。この会議は、日本国環境省がアジア開発銀行（ADB）の協力の下開催したもので、米国環境保護庁の支援も得ている。約 100 名の参加者が参加し、この中には、国際機関（国際金融公社（IFC）、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）、オーストラリア外務貿易省（DFAT）、世界銀行等）、民間セクター、研究者、NGO が含まれている。ADB のヘラス・グナティラカ氏と地球環境戦略研究機関（IGES）の森秀行氏が共同議長を務めた。
2. 2015年2月に日本で開催されたワークショップのフォローアップとして、今回の会議は開催された。「アジアにおける持続可能な開発のための計画ツールとして環境影響評価を強化する」というテーマの下、この会議は、参加者のネットワークを通して、教訓に関する情報交換を促進し、他国及び開発援助機関とのニーズやグッドプラクティスのマッチングを図ることにより、アジア地域における主要な課題に対処するために、相互の学びあいを強化することを目的としている。

開会挨拶及び基調講演

3. 日本国環境省の小林正明地球環境審議官の挨拶では、2015年9月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されたことを背景に、持続可能な開発を実現するために、環境影響評価が重要な役割を担っていることが言及された。ADB のヘラス・グナティラカ氏は、特にパリ協定

や持続可能な開発目標（SDGs）等、2015年に採択された多国間環境協定によって、アジア太平洋地域の持続可能な開発をめぐる状況がどのように変化していくのかを強調した。同氏は、主要な開発の持続可能性を担保するために、環境影響評価が不可欠であり、気候変動や都市化がもたらす課題に各国が対処するために、戦略的環境アセスメントや累積的影響評価が重要なツールと成り得ると述べた。原科幸彦教授は、国際影響評価学会（IAIA）との連携の重要性を強調した。スティーブン・リントナー博士は基調講演において、環境影響評価の大きな可能性と持続可能な開発に向けた将来のビジョンを示した。米国環境保護庁のデービス・ジョーンズ氏は、各国でインフラ及び産業開発が拡大するなか、環境影響評価が環境的・社会的セーフガードを確保するためのツールとして重要になってきていることを強調した。会議参加者は、持続可能な開発を実現するために、環境影響評価がますます重要な役割を果たすようになってきていることを共通認識とした。

テーマ別分科会

4. 会議参加者は、IGESが実施した、アジア7カ国における有意義な調査結果を確認した。調査結果の報告は、7カ国全体に共通した、あるいは個別の課題とチャンスに光を当てた。調査結果は、4つの分野、すなわち、環境影響評価の品質向上、情報公開・公衆参加、環境管理・モニタリング計画の実施、戦略的環境アセスメント（SEA）・上位環境影響評価についてまとめられている。テーマ別分科会も、この4分野で実施され、各国の代表がグッドプラクティスを共有し、会議参加者は、環境影響評価に関する課題の根本的な原因やグッドプラクティス、今後に向けた提言について議論を行った。
5. 多くの調査対象国では、環境影響評価制度が導入されているものの、技術的能力が不十分であること、また、事業者が要求事項を認識していないこと、環境影響評価を実施するインセンティブが欠けていることにより、環境影響評価の質に悪影響が生じている。各省の代表や専門家が参加する環境影響評価審査委員会の設置（ミャンマー）、金融機関の融資の意思決定に環境影響評価を組み込む、持続可能な金融メカニズムの導入（インドネシア）がグッドプラクティスとして紹介された。参加者からは、民間銀行が国際的な基準に従うとともに、パフォーマンスの良好な事業者に対して、低い利率を適用するといったインセンティブを与えることが提案された。アドバイスを提供するシステムとして、専門委員会が活用されているが、人数、専門性、セクターの代表性を考慮に入れ、効果的かつ効率的な運営に関する説明責任を果たすようにすることで、さらに運営を改善することができるとした。
6. 情報公開・公衆参加については、不十分・不適切な情報公開とアクセス性、限定的で不適切な公衆参加、関係者の多様性への配慮が十分でないことが、課題の根本的な要因として挙げられた。環境影響評価の関連情報へのアクセスを可能にするスマートフォン・アプリ（タイ）、環境影響評価法改正案の策定過程での透明性の高い、参加型のプロセス（カ

ンボジア)がグッドプラクティスとして報告された。ウェブ上の情報システムの確立と非公式な協議の重要性が提案されるとともに、環境影響評価に関する意思決定における有意義かつ効果的な公衆参加を促進するために、情報公開や公衆参加のための最適な手段や、関係者を絞り込むとともに、早い段階からの公式・非公式な協議が提唱された。

7. 環境管理・モニタリング計画の実施については、環境影響評価の質と同様、執行面での弱さ及び能力不足が、環境管理・モニタリング計画の実施に悪影響を及ぼしている。また、事業承認と環境管理・モニタリング計画とのつながりが弱いことが重大な問題として挙げられた。環境面・社会面での対策の確実な実施を確保するために、環境影響評価の一部を事業契約の中に組み込む制度の導入（ラオス）、水力発電事業における限られた予算内で優先順位を付けたモニタリングの実施（ベトナム）がグッドプラクティスとして挙げられた。環境管理・モニタリング計画の実施を確実にするため、不遵守に対する厳格な罰則の導入、事業承認や許認可の活用方法に関する理解の向上などが、状況を改善するための方法として提案された。関係省庁は、オンラインのモニタリング機器を利用して、モニタリングのレベルを上げるような新たな技術の可能性を追求するなど、能力の向上を図ることができる。

8. SEA・上位環境影響評価の分野では、不適切な法的制度や経験不足、基本的なデータの欠如が、課題の要因として挙げられた。廃棄物埋立処分場の適地の選定に当たってSEAを活用した事例（韓国）、風力発電の適地を抽出する過程で上位環境影響評価を実施した事例（日本）がグッドプラクティスとして挙げられた。また、EIAやモニタリングの継続的な更新とともに、SEAを生きた文書として活用することが、現在の状況を大きく改善する可能性があると考えられた。

9. 会議参加者は、環境・社会セーフガードの強化に関する、ADB、IFC、JICA及び世界銀行といった国際機関等からのコメントを歓迎した。これらの機関は、ガイドラインの策定、環境影響評価関連の組織の設置、国及び地方自治体の職員やコンサルタントの能力開発プログラムなど、様々な支援を提供している。国際機関等の報告者は、セーフガードシステムの強化に関する最新の取組みを紹介し、イニシアティブと支援を引き続き強化していく意向を表明した。また、専門家からは、全ての関係者による学び合いの促進、環境影響評価における地方自治体の役割の重要性が指摘された。

パネルディスカッション

10. テーマ別分科会の成果及び開発援助機関等との意見交換を踏まえ、環境影響評価及び関連政策の社会的役割をいかに強化するか、より広い観点から検討するため、アジア8カ国によるパネルディスカッションが行われた。パネルディスカッションは、3つのサブテーマ、すなわち、(i)インフラ開発・産業開発に環境配慮を組み込んでいく事業計画ツール

としての環境影響評価、(ii) 参加型・協議型意思決定プロセスとしての環境影響評価、及び (iii) 持続可能な開発のための政策立案ツールとしての SEA、に沿って進められた。

11. パネリストは、環境影響評価に関する法制度及び契約制度の確立は、環境保全を確保するために、重要で基本的なものであり、制度運用のさらなる厳格化が必要であることを認識した。いくつかの国では、革新的な遵守措置が導入されているが、遵守のレベルは全体的に引き上げられる必要がある。また、有意義な公衆参加が重要で、地域的、民族的、宗教的及び性的な多様性への配慮や、能力開発、十分な情報提供により多様な関係者を支援していくことが不可欠であり、各国の状況に応じた対応が求められる。一例として、メコン川下流諸国における、環境影響評価に関する公衆参加のため地域的なガイドラインの策定に向けた取組が、重要なプラットフォームとして共有された。さらに、意思決定が行われる前の事業の早期段階で実施される環境影響評価・SEA は、政策立案に環境・社会配慮を組み込んでいくための効果的なアプローチと成り得るが、今後、さらに事例や経験の積み重ねが求められる。パネリストは、累積的影響やSDGs、気候変動、生物多様性といった新たな課題が顕在化しつつあり、環境影響評価の分野でも、こうした問題に対応していく必要があることを確認した。また、アジア地域においては、越境影響も重大な課題であり、関係国による協力的な行動が求められる。

今後の展開

12. 参加者は、この会議において、アジア地域の他の国々及び国際機関からの代表者と、課題とグッドプラクティスを共有し、今後のチャンスについて議論をする機会を持てたことに感謝した。会議参加者は、今後も、同様の議論に参加する意向を示し、環境影響評価制度とその運用の強化に向けて、各国政府及び地方自治体、関係機関、国際機関、民間セクター、研究者及びNGO等全ての関係者との地域におけるさらなる協働を呼びかけた。アジアの環境影響評価に関するネットワークや会議を通じたコミュニケーション及び協力の価値が、参加者によって共有された。アジアにおけるEIAのための実践的な組織的コミュニティの構築が検討されるべきであることが推奨された。アジア環境法遵守執行ネットワーク(AECEN)及び環境的・社会的に持続可能なインフラに関する実践者の共同コミュニティ会合など、既存のネットワークとの連携は、アジア地域における、連携した取組を拡大していくために役立つと期待される。会議参加者は、日本国環境省、共同議長及びIGESに対して、会議の開催への謝意を示した。共同議長は、全ての参加者に対して、議論への積極的な参加について感謝するとともに、会議を開催した日本国環境省に謝意を表した。この会議の成果は、2016年国際影響評価学会年次大会(IAIA16)への有意義な貢献となるであろう。